資料３

（１）制度の形態（個別設置型・常設型）

論点１	自治基本条例見直し委員会の検討結果
「個別設置型」と「常設型」	「常設型」とすることとした。

＜各委員の意見＞

・自治基本条例２４条の説明からは、常設型と読み取れる。

・その都度住民投票条例を制定する「個別設置型」と、常に住民投票が実施できる「常設型」とでは趣旨が異なる。常に実施できることに意義がある。

・「個別設置型」だと、具体的な案件があった際に初めて条例を制定して住民投票を実施するのでは、間に合わない。

・住民投票条例を持つことに意義がある。個別型だと、自治基本条例の趣旨に合わない。

・自治基本条例制定当時、「その都度」を入れるか入れないかで議論があったと思う。その結果「その都度」が入らなかったことを考えると、常設型になる。

・住民投票をいつでも実施できる体制が必要なので、自治基本条例でも「その都度」という文言を入れなかったのではないか。

・いつでも住民の考えを問える窓口がある、住民が投票する権利があることがよい。

（２）結果の効力（拘束型・諮問型）

論点２	自治基本条例見直し委員会の検討結果
「拘束型」と「諮問型」	「諮問型」とすることとした。

＜各委員の意見＞

・日本は議院内閣制なので、首長と議員を選挙で選んでいるが、（議決については）彼らに委ねられている。その他に、町民が発言ができる場が住民投票である。それを制度化したのが住民投票であり、それに行政が拘束されるかどうか。

・拘束型だと、条例案が議会で否決されることも考えられる。

・自治基本条例では、「その結果を尊重します」となっている。

（３）投票対象事項

論点３	自治基本条例見直し委員会の検討結果
「ポジティブリスト」と「ネガティブリスト」	保留（継続して検討する）

＜各委員の意見＞

・具体的に住民投票をしたいとき、こういうことは（住民投票が）できないと（除外事項が）分かってれば、逆にこういうことは（住民投票が）できるということになる。

論点４	自治基本条例見直し委員会の検討結果
住民投票の対象としない事項（除外事項）	保留。事務局で示した案の①の但し書き（「町の意志として明確に表示しようとする場合は、この限りではない。」）は、入れることとした。案の⑥（「その他住民投票に付することが適当でないと認められる事項」）は他の自治体はどこも載せており、それには理由があるはずなので、これを抜くとどういう問題があるのか、事務局で調べる。

＜各委員の意見＞

・予算等については、議会が議決する。他が既に権限を持っているものは除外する。

・ネガティブリストに、リマークをどこまでつけるかがテーマとなる。

・寒川町に住んでいて良かったと思えるような条例をつくるのが目的なので、（除外事項について）あまり限定すると、住民投票がしにくくなる。

・大和市は何も除外事項がないが、除外事項を決めて置いた方が、住民投票としては発議しやすいと思う。

・ネガティブリストの案の⑥（「その他住民投票に付することが適当でないと認められる事項」）は外したい。恣意的に住民投票を実施しないようにされてしまうかもしれない。

・諮問型であるので、①の但し書き（「町の意志として明確に表示しようとする場合は、この限りではない。」）の部分は入れたいです。例えば、相模川は寒川だけのことではありませんが、相模川について（寒川の）意見を言いたいこともあると思います。

・⑥を入れるなら、誰が（適当でないと認めるのか）ということを入れないといけません。

（４）投票資格者

論点５	自治基本条例見直し委員会の検討結果
年齢要件	「１８歳以上」とすることとした。

＜各委員の意見＞

・自治基本条例で、「町に住所を有する者のうち満１８歳以上の者」となっている。

論点６	自治基本条例見直し委員会の検討結果
住所要件	保留（継続して検討する）

＜各委員の意見＞

論点７	自治基本条例見直し委員会の検討結果
国籍要件	保留。特別永住者等の説明を事務局で整理する。

＜各委員の意見＞

・選挙においては、日本国籍所有者以外には投票権はない。

・大事な案件なので、選挙と同様でよいのではないか。

・外国人に選挙権はないが、大きな課題がある時の住民投票については窓口を広げるべきだと思う。

・住民投票ではなくまず選挙権が外国人に対しても広がるべきであり、その後に住民投票が同じような状況になるのを待つ。

・選挙権に外国人を入れることは大きな問題だが、住民投票には外国人に関する問題提起もあるため認めてよいのではないか。

・自治基本条例第３条の住民の定義から考えると、窓口は広げるべき。

論点８	自治基本条例見直し委員会の検討結果
投票することができない者の要件	公職選挙法、政治資金規正法又は地方公共団体の議会及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律を準用することとした。

＜各委員の意見＞

・公職選挙法、政治資金規正法又は地方公共団体の議会及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律の準用が適当と考えられる。

（５）請求・発議の要件

論点９	自治基本条例見直し委員会の検討結果
住民による請求の要件	住民による請求の要件については、６分の１とすることとした。

＜各委員の意見＞

・大和市の３分の１以上は、リコールの要件と同じで厳しい。

・川崎市の１０分の１以上は除外事項が多いためで、大和市の３分の１以上は除外事項がないことが理由としてある。そうすると、逗子市や厚木市の５分の１程度が適当であると思われる。

・市町村合併法の要件として６分の１以上とあるが、根拠付け、裏付けとしては適当と思われる。

・自治基本条例の第２４条は町が住民投票をできるとあり、しなくてはならないではありません。町に裁量権があるなら、ハードルは低くてもよいと思います。

・（有権者が）４万人で、署名１万人を集めるのが限界だと思います。

・もっと高い方がよいという意見もありますが、（市町村合併特例法の協議会設置請求に必要な署名数の）６分の１が妥当と思います。

・町が２分されるような大きなテーマで住民投票をします。逆に言うと、それだけ関心が高くないと、住民投票でも過半数が取れないと思います。

※ 寒川町の選挙人名簿登録者数は、平成２９年２月１３日で４０，０９６人

論点１０	自治基本条例見直し委員会の検討結果
議長による請求の要件	議長による請求の要件については、６分の１とすることとした。

＜各委員の意見＞

・議会が、自分達から発議するようなことはないと思います。

・（寒川は）議員が１８人おり、グループ化されています。

・３分の１（６人）がよいと思います。

・住民は６分の１という数字がありましたが、議員の発議だと６分の１は３人なので、もう少し上げようという意見もあります。

・町民が６分の１だったので、議会選挙で議員は平均１０００票くらいでしょうから、５、６人でいいと思います。

・諸情勢を勘案し、住民の要件と同じ、６分の１でどうでしょうか。

論点１１	自治基本条例見直し委員会の検討結果
町長による請求の要件	町長による請求の要件については、町長が発議できることとした。首長と議会の意見が異なるとき、議会の議決をつけるかつけないか検討する。

＜各委員の意見＞